

I 子どもアシストセンターの概要

1 設置目的と性格

札幌市子どもの権利救済機関（以下、通称名の「子どもアシストセンター」という。）は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下、「条例」という。）」第33条に規定する子どもの権利救済委員制度として、いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的に設置された公的第三者機関です。

子どもアシストセンターでは、子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行うとともに、権利侵害からの救済の申立てなどに基づき、その子どもの最善の利益の実現を図るため、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。

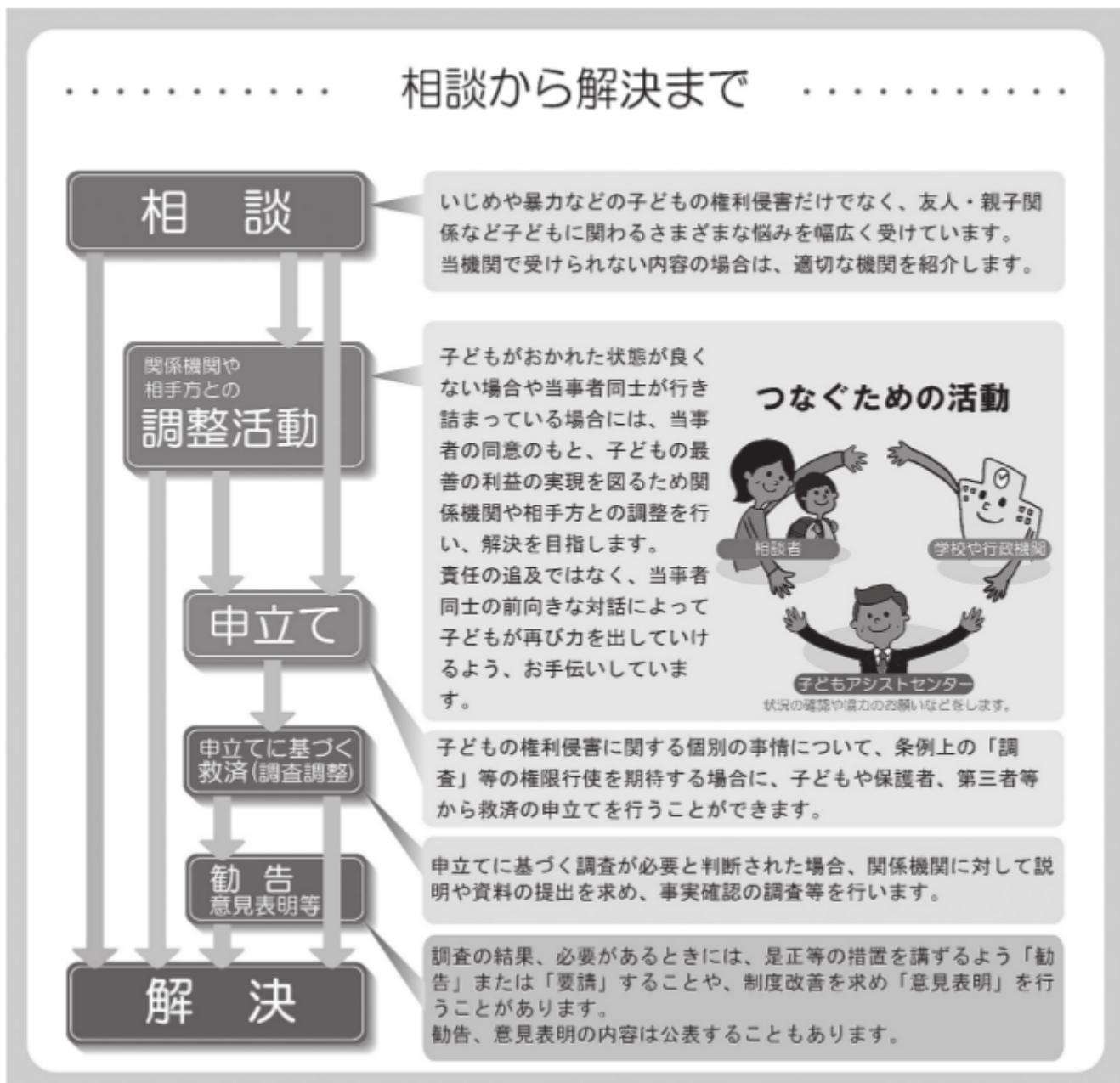
この機関の特徴は、行政からの独立性が確保された、いわば子どものためのオプズマンであるところにあり、救済委員には、必要と判断した場合に「勧告」、「意見表明」、「是正要請」などを行う権限が付与されています。

2 運営体制

組織体制	<ul style="list-style-type: none">・委員等 救済委員 2名（弁護士・大学教授）、調査員 3名、相談員 7名・事務局 4名（事務局長1、事務局次長1、係長職1、担当職員1） ※事務局長は子ども育成部長兼務
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none">・「子どもの最善の利益」を判断の基準にします。・子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添います。・子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援します。
相談・救済の基本的対応	<ul style="list-style-type: none">・相談を通して、子どもに関わるさまざまな悩みを幅広く受けながら、子どもの権利侵害からの救済を図っていきます。・救済の申立ての対象は、権利を侵害された子どもの個別救済です。・解決のために必要があるときは、申立ての有無に関わらず相談者の同意を得て調査や調整を行いますが、相手を諒めたり白黒をつけるために行うものではなく、何がその子どもにとって最善であるかを関係者が共有し相互に理解しながら、子どもを支援することを目的としています。
対象	<ul style="list-style-type: none">・18歳未満の子どもが対象です（18歳又は19歳であっても、高校3年生など18歳未満の子どもと同じような環境にある場合は対象となります）。・札幌市内に在住する子どもが対象です（札幌市外に在住する子どもでも、札幌市内の学校や施設に通学や入所していたりする子どもは、相談や救済の申立ての原因となった事実が札幌市内で発生した場合には対象）。・申立てによる救済の対象は、救済申立ての原因となった事実のあった日から、3年を経過していないものです。
相談時間帯	<ul style="list-style-type: none">・月～金 午前10時から午後8時まで・土 午前10時から午後3時まで <p>※ 日曜・祝日、年末年始は休み ※ 電子メールの受信は年中・終日可能</p>
相談方法	<ul style="list-style-type: none">・電話（子ども専用の通話料無料電話 0120-66-3783、大人用 011-211-3783）・電子メール（assist@city.sapporo.jp）・面談
所在地	・札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階

3 相談・救済の流れ

子どもアシストセンターでは、子どものさまざまな悩みについて相談を受けるところから始まります。相談だけで解決に至らない場合などは、救済の申立てを行うことができ、必要に応じて、関係機関に対する調査などが行われるほか、勧告や意見表明が発せられる場合があります。



解説

救済委員（2名）

子どもアシストセンターのまとめ役。専門的な立場から、寄せられる相談の内容を検討して、調査員や相談員に指示や助言を与えます。

平成25年度は、弁護士と大学教授（臨床心理士）が市議会の同意を得て任命されています。

調査員（3名）

学校や他の機関などに働きかけて、子どもに関わるトラブルについての事実関係の確認や、関係者の話し合いの場を設けるなどの活動を行います。

平成25年度は、弁護士や福祉関係の経験者、教育関係の経験者が調査員を務めています。

相談員（7名）

毎日、子どもや大人から、電話・メールなどでさまざまな相談が寄せられます。相談機関の経験者、教育関係の経験者などのベテランから若い相談員まで、さまざまな経験をもつスタッフが、ひとつひとつの相談に丁寧に対応します。

II 平成 25 年度の活動レポート

平成 25 年度の相談等の傾向と活動の重点

平成 25 年度の相談件数は、実件数 1,035 件、延べ件数 3,247 件であり、前年度と比較して実件数で 162 件、延べ件数で 678 件の減少となっています。一方、救済の申立て¹は 5 件となっており、子どもアシストセンター開設（平成 21 年度）以来最も多く、相談の延長としての調整活動²は 21 件と前年度の 18 件に比べ幾分増加しています。

平成 25 年度は特に、調査や調整につながる可能性がある相談案件について、これまで以上に意識的に注視し、可能な限りその後の調整活動につなげて能動的に問題の解決を図っていくことに力を注ぎました。



1 相談の状況

(1) 相談対応の姿勢

子どもアシストセンターでは、いじめや暴力などの子どもの権利の侵害だけではなく、友人関係や親子関係なども含めたさまざまな悩みの相談を幅広く受け付けています。

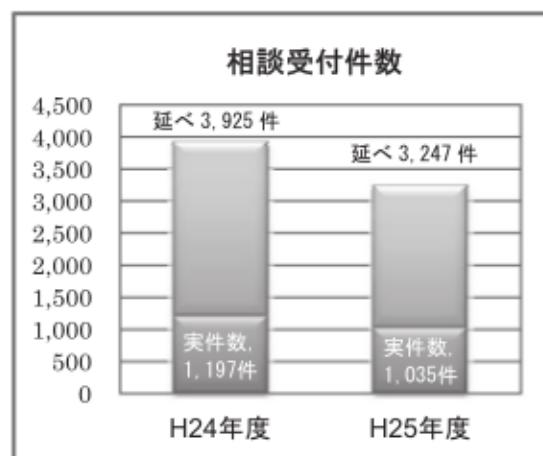
相談にあたっては、相談者の心情に寄り添った支援を行うことを念頭に、可能な限り当事者である子ども本人の意見を聴くように努めています。

また、悩みの内容によっては、子ども自らが問題の解決に当たることができるよう、子ども自身がエンパワーメントされるような支援も意識して相談活動を行っています。

(2) 相談件数

平成 25 年度に受け付けた相談件数は、実件数 1,035 件、延べ件数 3,247 件であり、平成 24 年度に比べて実件数で 13.5% 減、延べ件数で 17.3% 減となっています。

なお、この件数の中には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなどの調整活動を行った件数も含まれています。



相談件数等データの詳細 ➤➤➤【統計・資料編】P. 33～

(3) 留意ケース

子どもの置かれている状態が権利侵害であると疑われるものの、その時点では調整活動や申立てに至らないが、その可能性があるものを「留意ケース」として、特に慎

1 救済の申立て

子どもの権利侵害に関する個別の事情に基づいて、条例上の「調査」等の権限行使を期待する場合に、子どもや保護者、第三者等が救済の申立てをすることができます。

2 調整活動

救済の申立てに至らない場合でも、相談の内容によっては相談者の同意のもとに関係機関との調整を行うことがあります。

重に相談の経過を管理しています。調整活動や申立てに備えて、相談状況をスタッフ全体で共有し動向を注視することにより、権利侵害を見落とすことなく、事案の特性や状況の変化に迅速適切に対応することを目的としています。

平成 25 年度は、100 件の案件について留意ケースとして動向を注視し、うち 12 件の案件が調整活動又は救済の申立てにつながっています。

(4) 相談の事例の紹介（プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。）

小学生
本人から
(電話)

友達との
関係につ
いて

中学生
本人から
(メール)

部活のこ
といて

中学生
本人から
(メール)

人間関係につ
いて

高校生
本人から
(メール)

性格につ
いて

クラスにとても優しくて明るい友達がいるけど、なぜか周りから意地悪をされています。私はその子に「とても悲しい」って相談されたのに、なんて声をかけてあげたら良いのかわかりませんでした。「子どもアシストセンターに相談してみたら？」って言ったけど、相談をしていることがウチの人に知られてしまわないか心配しているみたいです。友達を助けてあげられないこともつらいし、意地悪をする人がいることがとても残念です・・・

友達のことを心配して相談をくれるなんて、あなたはとても優しい人ですね。

子どもアシストセンターでは秘密は必ず守ります。他の人に知られてしまう心配はないので、友達に知らせて安心させてあげましょう。自分が友達の立場になった時に、言われるとうれしい言葉ってどんなのか考えてみるのも、友達の支えになるのではないか。友達の力になってあげてくださいね。

部活の中である部員に対し不満があったので、つい、インターネットの掲示板に部活の悪口を書き込んでしまいました。このことで、先生からは、私のことが信じられなくなってしまったと言われてしまいました。部活や先生のことが嫌いなわけではないんです。でも、先生に本当の気持ちが伝えられず、どうしたらよいかわかりません・・・

先生はあなたを信用していたからこそ、裏切られた思いで厳しい言葉が出てしまったのかもしれません。自分の気持ちを分かってもらうためには、まずは自分のしたことの重大性についてよく考えた上で、誠意をもって先生や部活の仲間に自分の気持ちを伝えることが大切なのではないでしょうか。きっと先生もあなたのことを待っていると思いますよ。

自分がいる仲良しグループが仲たがいし、お互いの悪口を言い合っていたため私はどちらにも味方せずケンカを止めに入りました。その後、グループは元通りになったのに、今度は私だけが避けられたり、にらまれたりするようになり、とても耐えられず学校に行けなくなってしまいました。居場所も友達も失ってしまい、とても悲しいです。

どうして友達がもめたかはわかりませんが、あなたがとった行動は正しいことです。あなたのまわりにはあなたを理解してくれる友達がきっといます。不登校のままでは解決しません。新たな居場所や本当の友達を探すために、一步前に出てみましょう。決して負けないでください。

他の友達から「学校においでよ。私たちと話そうよ。」とメールがきました。「やっぱり、私の気持ちをわかってくれる人もいるんだ。」と心強く感じました。明日からは頑張って学校に行ってみようと思います。

成績が悪いことについて悩んでいます。部活で帰宅時間が遅く、勉強する時間も遅くなってしまうため集中力もありません。何をしなければならないのか頭ではわかっていても行動に移せないんです。こんな自分に腹が立ちます。少しずつでも直すためには、どうしたらいいですか。

自分を責めないで、あなたの良いところを挙げてみましょう。相談してみようと行動を起こしたことや、部活を頑張っていることなどたくさんありますよ。気持ちが乗らないときは、小さな目標を立てることから始めると気持ちが楽になります。一歩ずつゆっくり進んでいきましょう。

気持ちをわかってくれてうれしいです。良い自分もだめな自分も受け止めながら自分を高めていきたいです。

小学生の
母親から
(電話)

いじめに
ついて

中学生の
母親から
(電話)

子どもの
発達につ
いて

中学生の
母親から
(電話)

親子関係につ
いて

中学生の
母親と本人から
(メール)

子どもと
教師の
関係につ
いて

子どもの友達が、あるクラスメイトの子のことについて「無視しよう」と周りに呼びかける内容の書き込みをしていました。子どもは友達の行動について注意することができず、悩んでいます。その友達とは家族ぐるみで付き合いがあったため、兄弟も含めて話し合いを行ったところ、友達もその兄弟も書き込みのことを悪いことだと思っていないようでした。

友達の母親は、子どもをたしなめているのかどうか疑問です。今後どのように付き合っていけばよいのかわかりません・・・

人を傷つけてはいけないという考え方はごくまっとうなことです。保護者同士いたずらに反目し合うのではなく、お互いの考えについてよく確認しながら、子どもの揺れ動く気持ちを見守ってはいかがでしょうか。お子さんことを心配に思う気持ちは親であれば同じだと思いますよ。

子どもが、思っている不満などを我慢できず、はっきりと相手に言ってしまうことに悩んでいます。友達だけではなく、先生に対しても上からものを言うようなきつい言葉づかいをするので、言い争いとなることもあるようです。また、決められたことを途中で変えられることが苦手で、怒り出すこともあります。発達障がいがあるんじゃないかと心配ですし、この先が不安です。

一人でずっと悩まっていたんですね。お子さんことをより理解するために、お医者さんに一度相談し、発達障がいの有無について判定を受けてみてもいいかもしれません。今後のお子さんの成長を支えていくうえでの手がかりにもなるはずですよ。

また、お子さん自身が生活の中で「上手くいかないなあ」「困ったなあ」と感じていることがあるかもしれません。学校の先生やスクールカウンセラーにも協力してもらって、お子さんの様子を見守ってみてはいかがでしょうか。子どもアシストセンターでもいつでもお話を聴きしますよ。

子どもがうそをついて学校や塾を休んでいることを知りました。時折、私の財布からお金を抜き取ったりもしているんです。その都度、厳しく叱り、お金の管理を厳重にしているのですが、子どもは反発するばかりで、これ以上どのように声掛けしたらよいのかわからなくなってしまいました・・・

子どもと良好な関係を築くためには、口出しと手出しを減らすことも必要かもしれません。また、反発しているときに「～しなさい。」「～してはだめ。」といった命令や否定形の言葉を投げかけても逆効果となる場合もあります。子どもを感じているという姿勢を示しつつ、金銭面については、お小遣い帳をつけさせるなど、お金の使い方について自覚を持たせる工夫をすることも大切なことだと思いますよ。

子どもが担任の言葉に傷つき、自信を失ってしまったことをきっかけに不登校気味になっています。友達の目が気になって教室に入れないと言って、「私の人生は終わった。」と口にしたりもします。本人が気持ちを立て直せるよう支えながら、クラス替えまで待とうかとも思いましたが、このままでは登校できなくなってしまうのではと不安な気持ちでいっぱいです。

《本人同席のもと面談を行い、辛いことがあればいつでもメールするよう伝えました。以下、約10ヶ月にわたり子ども本人とメールでやりとりした相談の経過です。》

人生はこれからで、今は不登校であったとしても、その先も十分に道は開けます。また、人間ですので、先生と馬が合わないことがあるのも当然です。まずは、テストを別室で受けるなど、できることから始めましょう。

最近は頑張って別室登校しています。給食も食べてから帰ってくることができました。

別室登校でき、給食も食べてこられたことは上出来です。焦らず、自分の気持ちを大事に、できることから一つ一つ達成していきましょう。応援しています。

最近は最後の授業のみ、クラスに入り、クラスメイトとも交流をしています。

また新たな一步を踏み出しましたね。

その後、クラスメイトと一緒に一限目から最後まで一緒に勉強しています。別室登校するよりも、みんなと一緒にいる方が楽しいです！



2 調整活動の状況

(1) 調整活動について

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間に公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることもあります。このため、申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けています。関係機関への事実確認や児童相談所への虐待通告、問題解決のための協力要請や話し合いなどさまざまな内容、関わり合いの度合いのものを含んでいます。

子どもアシストセンターでは、調整先である関係機関との連携や相談者との相互理解の機会をできるだけ多くもつことができるよう積極的に働きかけています。

(2) 調整活動の件数

平成 25 年度の「調整活動」は、21 件の案件について実施しました(平成 24 年度は 18 件)。

このうち、学校を調整先とする案件は 17 件であり、平成 24 年度の 8 件から大きく増加しました。児童相談所を調整先とする案件は 4 件となっており、これらは全て虐待が疑われる案件について、児童虐待の防止等に関する法律第 6 条³に基づき、管轄の児童相談所に通告したものです。

また、調整活動の延べ数は 125 回であり、平成 24 年度に比べ 98 回減少しています。平成 24 年度は、比較的時間をかけて関わる案件が多い傾向がありましたが、平成 25 年度は、学校訪問や面談等により早期に問題解決が図られた案件が多くみられました。

相談項目別・調整先別「調整活動」件数

調整先 相談項目	小学校	中学校	高校	市教育 委員会	児童 相談所	その他 ※	計
家庭生活 (養育・しつけ、虐待など)	0	0	0	0	4	0	4
学校生活 (いじめ、子どもと教師の関係、不登校など)	8	6	3	0	0	0	17
合計	17			4			21

※：他の相談機関など

※1 件あたりの平均活動回数 平成 25 年度：6.0 回 (平成 24 年度は 12.4 回)



調整活動件数等の経年の推移 ➤➤➤【統計・資料編】P. 37

3 児童虐待の防止等に関する法律 第 6 条（抜粋）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏泄罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

(3) 調整活動の事例の紹介（プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。）

【相談内容（本人からのメール）】

「私のクラスでは体罰があります。先生が生徒に対し、物を投げつけたり、頭をテキストで強く叩いたり、隣のクラスまで聞こえるほどの怒鳴り声を上げることもあります。体罰アンケートが実施された際に、このことについて答えたのですが、学校が動く様子もありません。安心して授業を受けることができず、困っています。」

高校生
本人から

先生の体罰や不適切な指導についての相談を受けて、学校に対して事実関係の調査を行いました。

【本人との面談の実施】

本人の気持ちに寄り添いながら話を聴き、子どもアシストセンターとして今後何ができるのかと一緒に考えさせて欲しいことを伝え、本人を含むクラスの友人數名との面談につなぎました。

本人たちの願いは、「体罰行為を行っていることをきちんと校長が把握し指導してもらうことで、安心して授業を受られるようにしてほしい」、「今回の体罰等の事実や経過について当該学校の教員全員に周知してもらいたい」、「体罰アンケートの結果を公表し、学校としての対応をきちんと示してほしい」というものでした。

【調整活動の実施と結果】

調査員が学校を訪問し、相談を受けた経過と本人たちの思いを伝えました。

校長は当該教員の指導について事実関係を認識していませんでしたが、不適切な対応であったとして、当該教員に対ししっかりと指導を行うこと、教員全員に今回の案件について周知すること、体罰アンケート調査の結果を適当な時期を見計らって公表するといった方針が示されました。また校長より、どうしても学校に直接相談しづらいようなことがあれば、子どもアシストセンターに相談するよう本人に伝えて欲しいとの申し出があり、連携・協力して本人の状況を見守っていくこととなりました。

その後、学校より当該教員への指導や対応を実施した旨と、本人からも状況が改善に向かっていることを確認し、調整活動は終了しています。

【相談内容（本人からの電話）】

父親から殴られるなどの暴力を受け、友人の家に避難しています。それに、両親が共働きのため家事や幼い弟達の世話を任されていて、自分の時間を持つこともできません。避難している友人宅の母親から児童相談所に相談してもらいましたが、また暴力があった場合には一時保護を検討するが、一旦は様子を見ると言われました。家には絶対に帰りたくないありません。

中学生
本人から

父親からの暴力から避難しているとの相談を受けて、児童相談所と連絡を取り合うとともに、父親との調整を図りました。

【調整活動の実施と結果】

調査員が児童相談所に連絡し、相談を受けた際の状況について、双方の状況を確認しました。児童相談所では、本人に代わって友人の母が状況を説明したため、本人の「自宅に帰りたくない」という思いをくみ取ることまではできていなかったことがわかり、本人の気持ちを改めて伝えました。

数日後、父親からも子どもアシストセンターに相談がありました。話を伺ったところ、父親は、本人に対する自分の強い思いが暴力といった間違った形で表現されていたことや、本人の家事負担によるつらさを改めて知り、後悔の念にかられている様子でした。しかし、この一件により、本人の気持ちの理解や家庭内での意思疎通が不十分であったことを再認識するきっかけにもなったようです。

【次ページへ続く】

そして、今後、決して暴力を振るわないというけじめをつけるために、第三者である調査員同席のもと本人と話し合いたいとの父親の意向を受け、本人同意のもと三者での面談を行いました。そこでは、父親の思いだけではなく、本人の父親に対する思いや伝えたいことを共有することができ、今後のことについても確認し合いました。

その後、本人は自宅に戻り、父親からは、暴力といった力に頼らずともしっかりと本人と向き合うことができていますとの報告を受け、調整を終了しています。

【相談内容（保護者からの電話）】

子どもがA君より暴力や暴言を受けています。学校はA君にその場で謝らせるなどの対応をしていますが、一向に収まる気配はなく、真剣に対応してくれていると思えません。

学校には、単なる子ども同士のケンカという認識ではなく、問題が起った際にはしっかりとA君を指導するなど、子どもが安心して登校できるようにきちんと対応してほしいです。

小学生の
保護者から
子どもへの
友人からの
暴力に対し
て、学校が
十分に対応
していない
との保護者
からの相談
を受け、保
護者と学校
との橋渡し
を行いました。



【調整活動の実施と結果】

本人の気持ちを確認するために面談を行ったところ、A君に対する恐怖心だけではなく、先生に相談した際に、つらい思いを受け止めてもらえたかったという悲しい気持ちを抱いていたこともわかりました。

まずは、本人がどんな気持ちでいたのかを知ってもらうことが必要であると考え、学校に対し、事実認識や現在の指導方法等について確認を行うこととしました。

学校によると、事実関係については認識しており、現在、A君に対しては家庭を含めた指導や、授業や休み時間等に複数の教員が見守りを行っていることを確認しました。また、本人の気持ちについて伝えたところ、言葉かけが足りず、真意が本人に伝えられていなかったと再認識する場面もありました。学校側からは、本人が安心して学校に登校できるようになることを最優先に、今後も粘り強く指導を行っていくという方針が示されました。

子どもアシストセンターとしても、本人と母親、学校との間にすれ違いが生じていることから、今回確認できることについて、本人と母親にしっかりと伝え、思いの行き違いや距離を埋めることができるように働きかけることを伝えました。

その後、学校の認識や今後の方針について、本人、母親へ伝えたところ、残念ながら学校への不信感を一掃することはできませんでしたが、状況をしばらく見守っていきたいとの返答がありました。

しばらくして、（学校側の対応により）本人のA君への恐怖心も少しづつ薄らいでいると母親から報告があり、本人が徐々に明るさを取り戻しながら登校していることを確認したため、一旦調整活動を終了しています。



3 救済申立てによる調査

(1) 救済の申立てについて

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済としています。解決のために必要なときは調査や調整を行いますが、相手を諫めたり白黒をつけるためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とします。

(2) 救済申立て受理件数

平成 25 年度は、以下のとおり 5 件の救済申立てを受理しました。

	権利侵害の申立ての内容	調査先	調査結果等
【案件 1】	自主退学を勧告された	私立高等学校	打切り
【案件 2】	自主退学を勧告された	私立高等学校	打切り
【案件 3】	いじめの被害にあった	私立高等学校	取下げによる打切り (平成 26 年 4 月)
【案件 4】	通学を認めてもらえない	私立高等学校	調査終了 (平成 26 年 4 月)
【案件 5】	意見表明の機会を抑止された	市立中学校	調査終了 (平成 26 年 4 月)

条例第 39 条の「是正の措置の勧告」及び「意見表明」、並びに条例第 40 条の「是正等の要請」に至った案件はありません。



申立て受理件数等の経年の推移



【統計・資料編】P. 37～

(3) 申立てと調査の概要

【案件 1】

申立て 市内の私立高校に通学する生徒が、クラスメートに対するいじめの加害行為を行ったとして、学校から自主退学を勧告された。学校が主張する加害行為の事実に誤認があるうえ、退学を勧告される理由について納得のいく説明がなされておらず、退学を勧告された生徒の権利が侵害されたとして、当該生徒の保護者より救済の申立てがなされた。

調査 学校長、教頭に対して、調査員が面談及び電話により聞き取り調査を実施した。

学校としては、慎重に検討した結果、当該生徒によるいじめ行為があつたことに疑いを持っていないこと、これに対する学校の対応として自主退学勧告が妥当であると認識しており、対応の変更は考えていないとの回答であった。

また、当該生徒及び保護者に対して、退学勧告に関する説明の機会を改めて設けるとの回答であった。

結果 学校より、当該生徒への対応について変更の余地はない旨の明言があり、これ以上の事実関係の再確認は難しいことから、救済委員としては、調査を継続しても当該生徒の状況が改善する見込みがないと判断し、その旨を申立人に説明した。申立人より、今後は司法の場において係争していくとの意向が示されたことから、調査を打ち切った。

【案件 2】

申立て 案件 1 と同事案において、別の生徒も加害行為を理由として学校から自主退学を勧告されたが、これを不服として当該生徒の保護者より救済の申立てがなされた。
申立て内容、調査内容、調査結果について、案件 1 と同様。

【案件 3】

申立て 市内の私立高校に通学する生徒が、クラスメートからいじめを受けており、学校に対応を要求したものの対応が放置されているとして、当該生徒の保護者より救済の申立てがなされた。
調査 学校に対する事情調査を予定していたが、申立人の意向により、当面調査の開始を保留することとなった。
結果 調査保留の期間が長期となり、有効な調査を実施することが難しくなっている旨を申立人に説明したところ、申立人より救済の申立てを取り下げる意向が示されたことから、調査を打切りとした。 (※平成 26 年 4 月打切り)

【案件 4】

申立て 市内の私立高校に通学する生徒について、学校で定めた規範を守ることができないため、自宅待機を言い渡され、転校を促された。当該生徒本人は今 の学校への通学を希望しており、これが認められないことを不服として、当該生徒本人より救済の申立てがなされた。
調査 調査員が学校訪問を行い、校長、教頭から学校の認識等について説明を受けた。また、本人、保護者と教頭、担任教員が話し合う機会を設け、調査員が同席した。この場では双方の見解、考え方を整理するなかで、申立人本人が心情を打ち明ける場面も見られた。
結果 学校側の子どもに対する理解と配慮により、申立人の通学継続が認められ、通学を再開した。申立人の通学状況、生活状況について継続して確認し、状況の改善が認められたことから、調査を終了した。 (※平成 26 年 4 月終了)

【案件 5】

申立て 市立中学校の卒業式の唱歌について、学校に対し要望を行おうと校内で署名活動を行った生徒たちに対し、教員が威圧的な態度で署名活動を抑止したことから、子どもの権利を侵害されたとして、複数の生徒の保護者より救済の申立てがなされた。
調査 調査員が学校訪問を行い、校長、教頭から、学校における対応について説明を受けた。
 学校は、教員が閑知しないところで署名活動が行われたことについて、これを容認しなかった事実があること、またその際、教員の対応に不適切な部分があり、生徒たちの声を丁寧に聴く姿勢が十分でなかったことについて認めた。学校はこれを反省し、対象の学年の生徒に対して、謝罪と改めて説明を行ったとの報告があった。
結果 生徒に対する学校の対応について確認。最終的には学校が決めることであっても、子どもが意見を表明する権利は尊重されるべきであり、その機会は保障されるべきであること、今後とも丁寧な対応が望まれることについて教育長に要望し、申立人に状況説明のうえ調査を終了した。 (※平成 26 年 4 月終了)



4 救済委員の自己発意による調査

(1) 自己発意による調査について

救済委員は、マスコミを通じての情報や救済委員が独自に入手した情報などを根拠として、申立てがなくても、子どもの権利救済の観点から調査を実施することが適切であると考えられる場合は、自己発意に基づく調査等を行うことができます。

(2) 無戸籍の子どもの権利保障に関して実施した自己発意調査

平成 24 年度において、市内に無戸籍の子どもが存在する旨の情報提供をきっかけに、何らかの事情により子どもが無戸籍である場合に想定される行政サービス上の手続き、不利益等について調査を開始しました。

平成 25 年度には、各種の行政サービスを管轄する市内外の機関に対して文書による照会を行い、子どもが無戸籍又は住民票がない場合の行政サービスの適用の可能性の有無や、サービスを受けるに当たって必要となる手続きについて調査しました。

調査の結果、子どもが無戸籍であっても、例外的な取扱い等により結果的にほとんどの行政サービスを受けられる余地があることが確認できました。しかし、無戸籍のままではいることは、子どもの存在についての法的な後ろ盾が脆弱であり、生まれながらにして持つ権利が十分に保障されているとは言えず、放置しておける問題ではありません。

取りまとめた調査結果については、調査に協力いただいた各機関に通知して情報をフィードバックするとともに、万が一無戸籍の子どもについて対応した場合でも、それぞれの窓口で適切な対応が図られるよう、関係職員への周知等について依頼しました。

加えて、各市立学校や各区役所にも調査結果について情報提供していただくよう、関係部局に依頼しました。

調査先一覧（組織名は平成 25 年度時点：敬称略）

項目	調査先
共済組合(札幌市職員共済組合)	札幌市 総務局 共済担当部 共済担当課
住民票、印鑑登録	札幌市 市民まちづくり局 地域振興部 戸籍住民課
生活保護	札幌市 保健福祉局 総務部 保護指導課
障がい者等の認定 障がい児関係手当	札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課
子ども医療費助成 重度心身障がい者医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成	札幌市 保健福祉局 保健医療部 保険企画課
国民健康保険	札幌市 保健福祉局 保健医療部 保険事業担当課
乳幼児健診、予防接種	札幌市 保健福祉局 保健所 健康企画課
児童手当、児童扶養手当、保育所、母子保健、私立幼稚園保育料補助	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課
市立幼稚園、市立小・中学校	札幌市 教育委員会 学校教育部 教育推進課
高等学校(市立)	札幌市 教育委員会 学校教育部 指導担当課
高等学校(道立)	北海道 教育委員会 学校教育局 高校教育課
パスポート	北海道 総合政策部 知事室 国際課
自動車運転免許	札幌運転免許試験場
厚生年金、社会保険	札幌西年金事務所